

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年7月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100001号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月10日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成19年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成19年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

平成19年分の年末調整に係る資料により、請求期間において、A社から20万円の賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思われるが、標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成19年分の年末調整に係る資料、日本年金機構から提出された請求者の同年7月10日支払賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の写し及び同僚から提出された同年12月支給分賞与明細書の写しにより、請求者は、請求期間において、A社から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、同僚から提出された預金通帳の写し及び経理担当者の回答から、平成19年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間当時の事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られない上、請求期間当時の代表取締役は、請求期間について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したと回答しているものの、厚生年金保険料を納付したか否かについては

回答しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000096号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100007号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年1月から昭和55年12月まで  
② 昭和56年12月21日から昭和59年12月21日まで

昭和54年から2年間、A社B営業所にトラック運転手として勤務していたが、運転免許の停止処分を受けたため一旦退職し、1年後の昭和56年12月に再度同社に入社した。しかし、請求期間①については、厚生年金保険の被保険者記録がなく、再入社後の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、再入社から3年後の昭和59年12月21日とされ、請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録もない。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、A社B営業所にトラック運転手として勤務していた旨陳述しているところ、複数の上司及び同僚は請求者を記憶しているものの、具体的な勤務期間を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①及び②における勤務実態を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①に係るA社の退職理由について、運転免許の停止処分を受けたことによる退職であり、退職の約1年後に再入社した旨陳述しているところ、自動車安全運転センターC県事務所は、運転免許停止処分に係る記録は過去5年分しか残っていないとしていくことから、当該処分を受けた時期を特定することができず、請求者の請求期間①に係る退職日及び請求期間②に係る入社日を推認することができない。

さらに、昭和54年から平成3年まで、A社B営業所において事務を担当していた同僚は、入社してもすぐに辞めてしまう人がいたため、必ずしも入社した全員が厚生年金保険に加入し

てはならず、入社と同時に全員が厚生年金保険に加入するわけではないとしており、事務手続については、厚生年金保険に加入する社員の書類のみを本社に送り、書類を送った社員の給与から厚生年金保険料を控除していたとしている。

加えて、請求者が同じトラック運転手として名前を挙げた同僚のうち1名について、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないところ、当該同僚は、厚生年金保険に加入したいと事業主に申し出たが加入できなかった旨回答している。

また、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る雇用契約書、人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、昭和54年6月に労働基準監督署に提出したA社B営業所に係る就業規則には、社会保険に関する記述がないとしていることから、同社B営業所の請求期間①及び②における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求期間①については、A社に係る事業所別被保険者名簿に請求者の氏名を確認することはできず、「健保証（厚年整理）番号」に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。